

II-4-[1] 「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」の写しの送付について(抄)

〔昭和46年5月15日 文社社第105号
各都道府県教育委員会教育長あて 社会教育局長通知〕

去る4月30日、社会教育審議会から文部大臣に対して「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」の答申(以下「答申」という。)がありました。については、別添のとおり答申の写しを送付いたしますので、この周知方についてご配慮を願います。

なお、文部省においては、今後この答申の趣旨にそって長期的展望のもとに社会教育行政の新課題や制度改善について研究をすすめるとともに、社会教育施設の整備促進、社会教育主事の養成確保等社会教育行政の充実のために努力する所存であります。おって、地方公共団体の社会教育行政担当者に特別に留意していただきたい事項を下記のとおり申し添えて参考に供します。

記

1. 社会教育および社会教育行政の区分ならびに都道府県および市町村の段階における社会教育行政の担当事務の区分について(略)

2. 生涯の各時期における社会教育の課題とそれに対応する社会教育行政について

社会教育の機会を豊富かつ効果的に提供するためには、ひとびとが生涯の各時期に直面している問題とその問題解決のために必要な学習内容を明らかにし、これに対処する施策を講じることが望まれること。

(1) 乳幼児期(略)

(2) 少年期

小・中学校に在学している者の教育については、家庭教育、学校教育および社会教育の連携と調和がきわめて重要である。少年期の家庭教育のねらいは、幼児期に引き続き、基礎的な習慣をしつけ、ものの感じ方、考え方、価値観など人格の基本となるものをかん養することである。また、少年期の社会教育のねらいは、少年が年齢の異なる集団での役割分担、協同意識にたつ生活訓練、自然の中での遊びと鍛錬、興味・関心の持続的 pursuit、文化活動への積極的参加など、家庭や学校では期待できないことを地域社会等において自発的に経験し、学習できるようにすることである。

社会教育行政は、これらの目的を達成するために、家庭教育の充実をはかるとともに、少年団体の助成、少年教育施設の充実、文化的環境の整備に努める必要がある。

(3) 青年期

青年期の年齢層にある者は在学青年と勤労青年とに大別できるが、これらの者については、学校教育とならんで社会教育の果たすべき役割が大きい。

青年期の社会教育のねらいは、青年が自らのあり方を思索し、敬けんな態度をつちかうとともに、自立意識にもとづく社会的な役割と責任を自覚し、心身を鍛錬し、規律・協同の精神をかん養することにある。

とくに在学青年に対しては、学校での生活に伴いがちな思考の抽象化や現実社会からの疎外感を克服することができるようにするとともに、失われがちな社会的陶冶の場を配慮すべきである。

また、勤労青年に対しては、職業観を確立し、職業的能力をたかめて積極的に生きがいを見出すことを助けるための考慮を払わなければならない。

社会教育行政は、これらの目的を達成するために、時代の進展に則する知識・技術の習得のための学級・講座開設の奨励、自然と接触する機会の拡充、団体活動の援助、指導者の養成・研修の強化、国際交流事業の活発化、青年教育施設の整備および関係施設との連携強化などに努める必要がある。

(以下 略)